

持続可能な水道施設の実現

適正な料金水準 公平な負担

計画的な更新・改良

企画・立案段階

実施段階

計画段階

事後チェック

自己診断 自己評価

指導監督

情報提供 エアーズの把握

長期的な視点 サービス向上

技術開発

技術的支援 財政的支援

コスト削減 適正技術採用

事前チェック

## イ. 安心・快適な給水の確保に係る方策

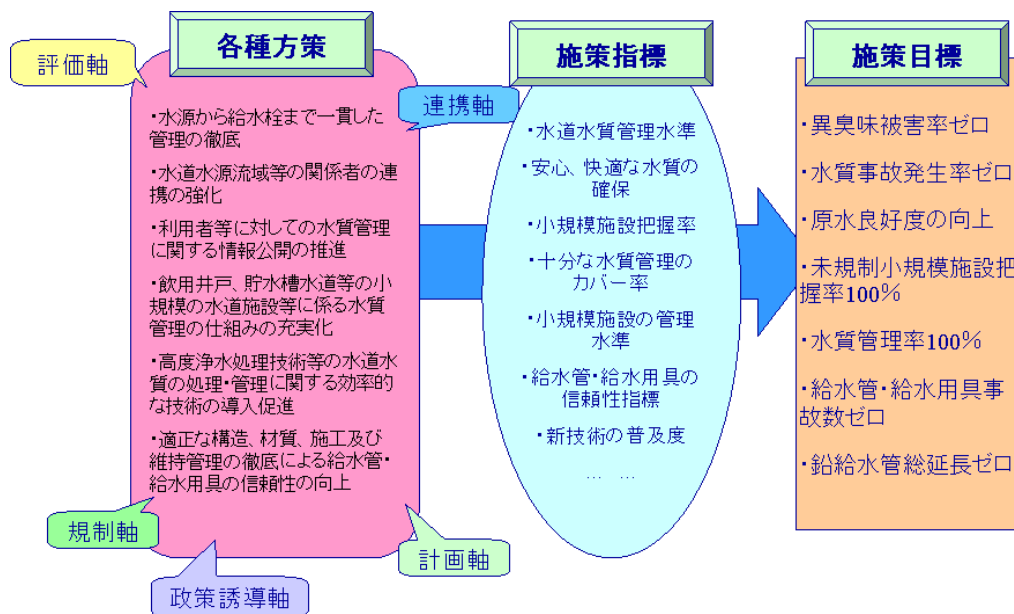


図6-6 安心・快適な給水の確保に係る方策

全ての国民が十分に水質管理がなされた水の供給を受けるようにするため、一定水準の水質管理を維持していく上で技術的、財政的及び制度的に限界のある飲用井戸や貯水槽水道等の小規模な水道を中心に水質管理の仕組みの充実化に係る方策を実施する。

– 33 –

正な構造、材質、施工及び維持管理の徹底による給水管・給水用具の信頼性の向上に係る方策、水道水質の向上、水質管理の効率化を図るため、浄水処理及び水質管理に関する効率的な技術の導入促進に係る方策を実施する。

達成すべき代表的な施策目標として、以下を掲げる。

- ・ 異臭味被害率をできるだけ早期にゼロにする。
- ・ 水質事故発生率（給水停止に至るもの）をできるだけ早期にゼロにする。
- ・ 原水良好度（取水にあたって人為的発生源の影響を極力受けないこと）を向上させる。
- ・ 未規制小規模施設把握率をできるだけ早期に１００％とする。
- ・ 水質管理率（未規制施設等小規模施設においても一定水準の水質管理が確保されていること）をできるだけ早期に１００％とする。
- ・ 給水管・給水用具事故数をできるだけ早期にゼロにする。
- ・ 鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする。

また、以下のアクションプログラムを着実に実施する。

#### ◆アクションプログラム２－１：統合的アプローチによる水道水質の向上

原水から給水に至るまで一貫した水質管理を徹底するため、各事業者等において統合的な水安全に係る計画（水安全計画）を策定し、実行する。具体的には、高いレベルの水質目標や水質管理水準の設定、適時適切な水質検査の実施、取排水系統の再編等による良好な水源の確保、貯水槽水道、給水用具等の対策、高度浄水処理技術等の新技術の導入等を実施する。

また、これらの施策を円滑に実施するため、水道水源の流域等の関係者の連携の強化及び水質管理に関する情報公開の推進を図る。

#### 統合的アプローチによる水道水質の向上

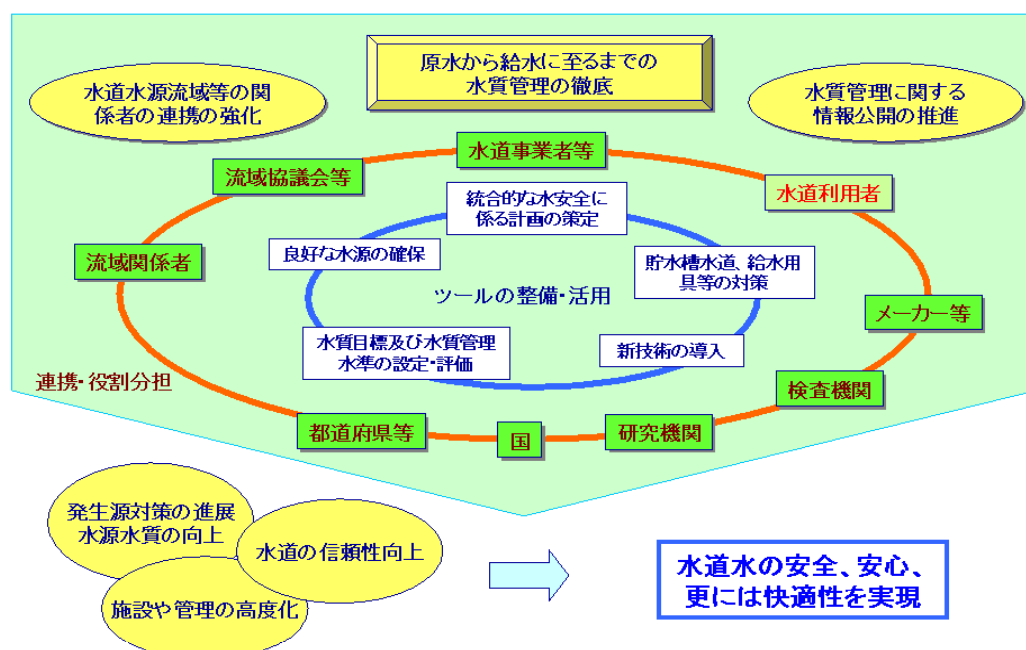


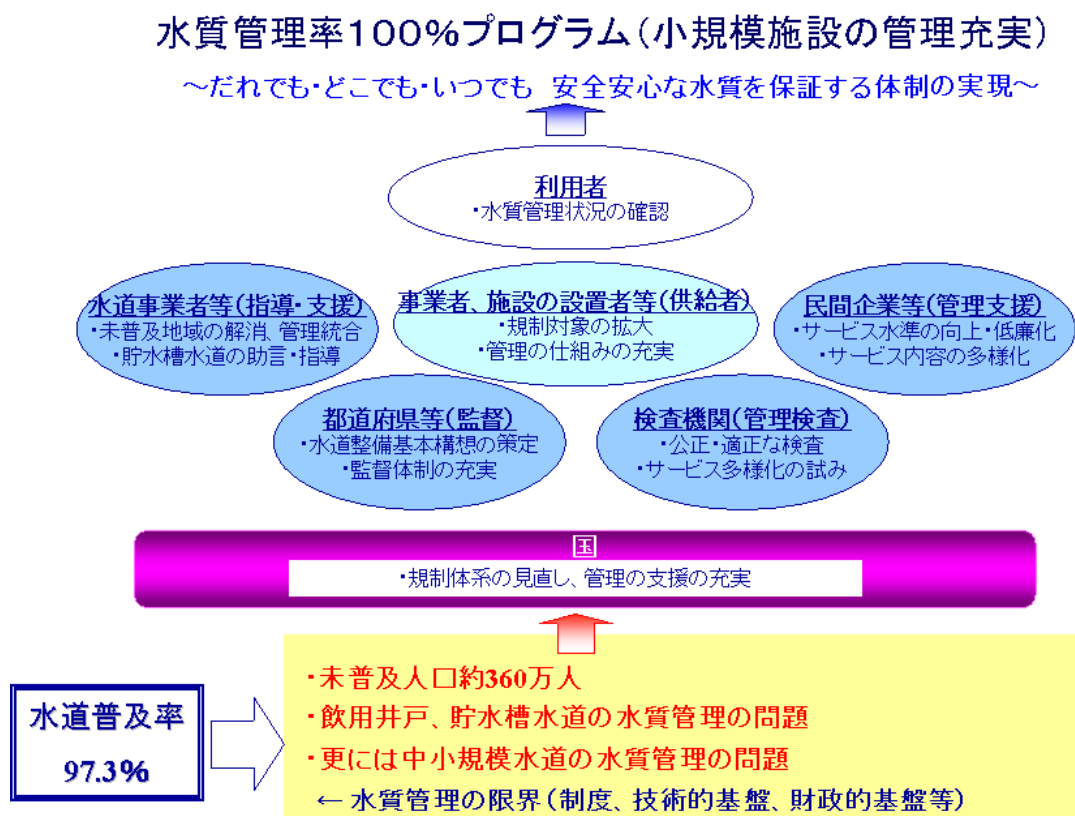
図６－７ 統合的アプローチによる水道水質の向上アクションプログラム

## ◆アクションプログラム2-2：水質管理率100%プログラム（小規模施設の管理充実）

衛生上の問題の発生が懸念される未規制施設、さらに、水道法等の規制対象である中小規模の水道の水質管理水準の向上に当たっては、技術面に加えて財政面及び制度面での制約も存在していることから、国においては規制体系の見直し及び管理の支援の充実を図る。

また、規制及び支援策を踏まえた施設の設置者等による管理の充実、水質管理に携わる民間企業等のサービス水準の向上、運営形態の多様化による設置者の管理への支援、都道府県等の監督体制の充実や水質管理率向上のための基本構想の策定、水道事業者等による未普及地域の解消に加え、貯水槽水道の管理についての助言・指導の推進、検査機関による公正・適正な検査の実施、利用者に対する情報提供の仕組みの充実を図る中で、小規模な施設についても一定の水質管理水準を確保する。

図6-8 水質管理率100%アクションプログラム



## ウ. 災害対策等の充実に係る方策

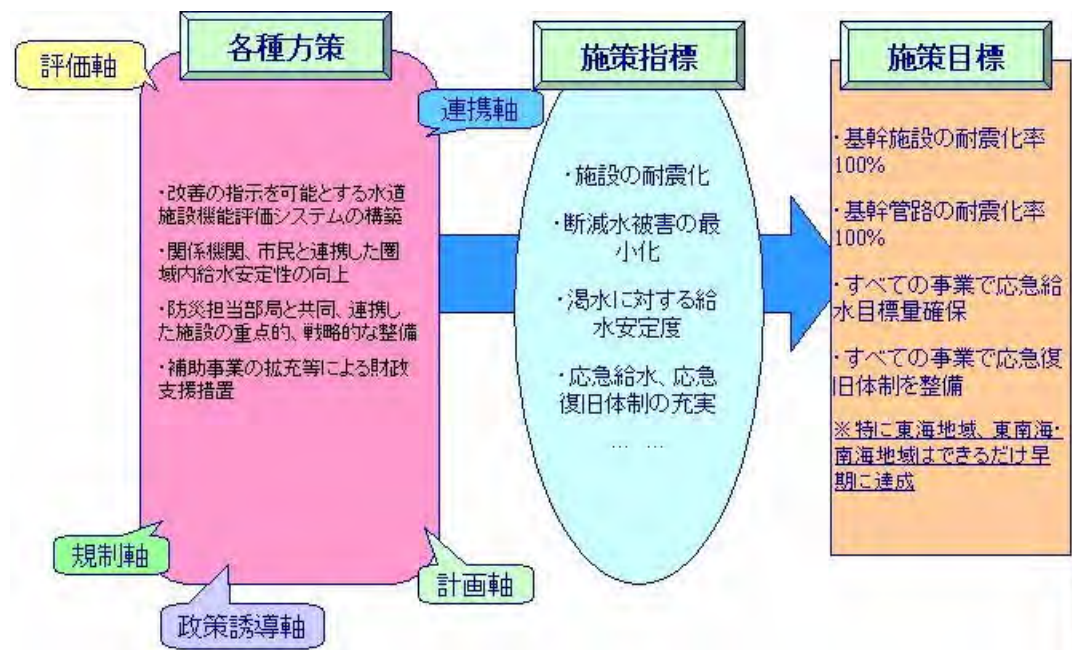


図6-9 災害対策等の充実に係る方策

地震、渇水等の災害発生時、テロ等の事態においても、断減水による国民生活・社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、改善の指示を可能とする水道施設機能評価、渇水に対する給水安定性の向上、防災担当部局等と共同・連携した施設の重点的・戦略的な整備などにより水道システム全体の安全度・安定度を向上させるとともに、災害時における応急給水、応急復旧体制の充実等の一層の促進を図る。

達成すべき代表的な施策目標として、以下を掲げる。

- ・浄水場、配水池等の基幹施設の耐震化率を、100%とする。特に、東海地震対策強化地域（以下、東海地域）及び東南海・南海地震対策推進地域（以下、東南海・南海地域）においてはできるだけ早期に達成する。
- ・基幹管路を中心に管路網の耐震化を進める。基幹管路の耐震化率を、100%とする。特に、東海地域及び東南海・南海地域においてはできるだけ早期に達成する。
- ・すべての事業で地域の実情に応じた給水安定度（少雨の年でも安定した給水が可能な水準）を確保する。
- ・すべての事業で応急給水計画を策定し、計画に位置づけられた応急給水目標量を確保する。特に、東海地域及び東南海・南海地域においてはできるだけ早期に達成する。
- ・すべての事業者において、他の事業者等との災害時応援協定の締結等の応急復旧体制を整備する。特に、東海地域及び東南海・南海地域においてはできるだけ早期に達成する。

また、以下のアクションプログラムを着実に実施する。